

証券コード 302A
2025年6月9日
(電子提供措置の開始日2025年6月2日)

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿六丁目18番1号
株式会社ビースタイルホールディングス
代表取締役社長 三 原 邦 彦

第6回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第6回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第6回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.bstylegroup.co.jp/ir/meeting/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、インターネット又は書面によって議決権行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月23日（月曜日）午後6時までに議決権行使してくださいますようお願い申しあげます。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、4頁の「インターネットによる議決権行使のご案内について」をご確認くださいますようお願い申しあげます。

[書面による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月24日（火曜日）午前10時00分（受付開始 午前9時30分）

2. 場 所 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目31番11号

住友不動産新宿南口ビル

ベルサール新宿南口 4階 ROOM 3+4

3. 会議の目的事項

【報告事項】

1. 第6期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第6期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

【決議事項】

第1号議案 取締役5名選任の件

第2号議案 監査役1名選任の件

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

-
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
 - 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
 - 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
 - 書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ・計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

議決権行使についてのご案内

書面郵送またはインターネットで議決権を行使される場合

書面郵送



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。
議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2025年6月23日（月曜日）午後6時到着分まで

インターネット



次頁の「インターネットによる議決権行使について」をご参考のうえ、賛否をご入力ください。

行使期限 2025年6月23日（月曜日）午後6時受付分まで

株主総会にご出席される場合

株主総会ご出席



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
なお、株主ではない代理人及び同伴の方等、議決権を行使できる株主以外の方はご入場いただくことができませんので、ご注意ください。

株主総会開催日時 2025年6月24日（火曜日）午前10時

インターネットによる議決権行使について

インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン等から当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。

スマートフォンの場合

QRコードを読み取る方法



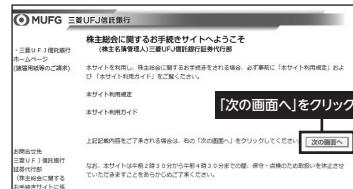
スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要になりました。同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

* 「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイトのご利用方法

① 議決権行使サイトにアクセスする



② お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力

③ 以降画面の案内に沿って賛否をご入力ください。

ご注意事項

- インターネットによる議決権行使は、株主総会前日（2025年6月23日（月曜日））の午後6時まで受付いたします。
- 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回数にわたり議決権行使をされた場合は、最終に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

システム等に関するお問い合わせ（ヘルプデスク）

三菱UFJ信託銀行(株) 証券代行部

 **0120-173-027** (通話料無料)

受付時間：午前9時から午後9時まで

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役5名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、当社の取締役4名（三原邦彦、増村一郎、加藤勝久、七村守）の任期が満了となります。つきましては、経営の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため社外取締役1名を増員し、取締役5名を選任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	み はら くに ひこ 三 原 邦 彦 (1970年7月23日生)	1996年4月 株式会社インテリジェンス（現 パーソルキャリア株式会社）入社 2000年10月 イーシーサーブテクノロジー株式会社（現 パーソルプロセス&テクノロジー株式会社）代表取締役社長就任 2002年6月 株式会社インテリジェンス（現 パーソルキャリア株式会社）退社 2002年7月 株式会社ビースタイル（現 株式会社ビースタイルスマートキャリア）設立 代表取締役社長就任 2020年2月 当社 設立 代表取締役社長就任（現任） 2020年2月 株式会社ビースタイルメディア 取締役就任（現任） 2020年2月 株式会社ビースタイルバリューテクノロジーズ 取締役 就任（現任） 2020年2月 株式会社ビースタイルチャレンジ 取締役就任（現任） 2020年2月 株式会社ビースタイルギグワークス 取締役就任 2020年4月 株式会社ビースタイルスマートキャリア 取締役就任 2021年2月 同社 代表取締役社長就任 2021年4月 株式会社ビースタイルバリューテクノロジーズ 代表取締役社長就任 2024年6月 株式会社ビースタイルスマートキャリア 取締役就任（現任）	304,900株
【取締役候補者とした理由】			
三原邦彦氏は、当社創業者であり、当社代表取締役として、当社グループ事業の経営を担ってきた実績と経験、並びに経営全般における豊富な見識を有しております。当社グループの持続的な企業価値向上には同氏の幅広い経験及び見識と強いリーダーシップが必要不可欠であるため、引き続き取締役として適任と判断しております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	ます むら いち ろう 増 村 一 郎 (1971年1月21日生)	<p>1994年 4月 株式会社東日本銀行 入行</p> <p>1997年 4月 テンプスタッフ株式会社（現 パーソルテンプスタッフ株式会社）入社</p> <p>2002年 9月 株式会社ビースタイル（現 株式会社ビースタイルスマートキャリア）入社</p> <p>2003年 2月 同社 取締役就任</p> <p>2014年 7月 同社 代表取締役副社長就任</p> <p>2017年 1月 同社 代表取締役社長就任</p> <p>2019年 7月 同社 取締役会長就任</p> <p>2020年 2月 当社 取締役会長就任（現任）</p> <p>2020年 2月 株式会社ビースタイルメディア 取締役就任（現任）</p> <p>2020年 2月 株式会社ビースタイルバリューテクノロジーズ 取締役就任（現任）</p> <p>2020年 2月 株式会社ビースタイルチャレンジ 取締役就任</p> <p>2020年 2月 株式会社ビースタイルギグワークス 取締役就任</p> <p>2020年 4月 株式会社ビースタイルスマートキャリア 取締役就任（現任）</p> <p>2022年 6月 株式会社ビースタイルチャレンジ 代表取締役社長就任（現任）</p>	308,500株
【取締役候補者とした理由】			
増村一郎氏は、共同創業者であり、当社取締役会長として事業への深い理解と高い統率力のもと人材育成と戦略構築力を発揮し、当社グループの成長を推進してまいりました。当社グループの持続的な企業価値向上には同氏の幅広い経験、知見及び資質が必要不可欠であるため、引き続き取締役として適任と判断しております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	かとうかつひさ 加藤勝久 (1973年2月25日生)	<p>1996年4月 佐藤工業株式会社 入社</p> <p>2006年3月 株式会社クリエイト・レストランツ 入社</p> <p>2008年5月 株式会社UCOM（現 アルテリア・ネットワークス株式会社） 入社</p> <p>2013年9月 同社 執行役員経理財務部長就任</p> <p>2014年1月 株式会社クラシファイド 入社</p> <p>2015年4月 株式会社ホームネット 入社</p> <p>2015年5月 同社 取締役管理部長就任</p> <p>2017年7月 株式会社ノムラシステムコーポレーション 入社 執行役員管理部長就任</p> <p>2019年9月 株式会社ビースタイル（現 株式会社ビースタイルスマートキャリア）入社 取締役経営管理本部長就任</p> <p>2020年2月 当社 取締役 経営管理本部長就任（現任）</p> <p>2020年2月 株式会社ビースタイルメディア 監査役就任（現任）</p> <p>2020年2月 株式会社ビースタイルバリューテクノロジーズ 監査役就任（現任）</p> <p>2020年2月 株式会社ビースタイルチャレンジ 監査役就任（現任）</p> <p>2020年2月 株式会社ビースタイルギグワークス 監査役就任</p> <p>2020年4月 株式会社ビースタイルスマートキャリア 監査役就任（現任）</p>	-株
【取締役候補者とした理由】			加藤勝久氏は、当社の経営管理本部の責任者を務め、当社グループの持続的な成長を可能とする経営基盤の構築を進めてまいりました。当社グループの持続的な企業価値向上には同氏の幅広い経験や推進能力、知見及び資質が必要不可欠であるため、引き続き取締役として適任と判断しております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	ななむら まもる 七 村 守 (1955年1月21日生)	<p>1979年 4月 株式会社リクルート（現 株式会社リクルートホールディングス）入社</p> <p>1990年10月 株式会社サブ・アンド・リミナル（現 株式会社セプテニ・ホールディングス）設立</p> <p>1991年 4月 同社 代表取締役社長就任</p> <p>2004年12月 株式会社セプテニ・ホールディングス 代表取締役会長兼CEO就任</p> <p>2014年12月 同社 名誉会長就任</p> <p>2016年 1月 日本法規情報株式会社（現 アスクプロ株式会社）社外取締役就任（現任）</p> <p>2016年 9月 株式会社ビースタイル（現 株式会社ビースタイルスマートキャリア）社外取締役就任</p> <p>2020年 2月 当社 社外取締役就任（現任）</p>	ー株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】			
<p>七村守氏は、長年にわたる企業経営者としての豊富な知識と経験、幅広い見識に基づいた助言を行うほか、当社グループの経営に対する監督のために重要な役割を果たしております。当社グループの持続的な企業価値向上のためには同氏の幅広い経験及び資質が必要不可欠であり、かつ、監督機能の客観性及び中立性を確保することができるものと判断していることから、引き続き社外取締役として適任と判断しております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5	※ つつみ かずこ 堤 和子 (1968年3月28日生)	1990年4月 旭光学工業株式会社 入社 1994年10月 株式会社インテリジェンス（現 パーソルキャリア株式会社）入社 2002年9月 株式会社キャリエーラ 設立 代表取締役就任 (現任)	一株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 堤和子氏は、企業経営者としての豊富な知識と経験、企業の人材戦略や組織開発の専門家として幅広い知見を有しております。当社グループの持続的な企業価値向上のためには同氏の幅広い経験及び資質が必要不可欠であると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであり、監督機能の客観性及び中立性を確保することを期待しております。			

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。
3. 候補者のうち、七村守氏及び堤和子氏は、社外取締役候補者であります。
4. 候補者堤和子氏は、藤井佐和子の通称で職務を遂行いたします。
5. 各候補者の所有する株式数は、当期末(2025年3月31日)現在の株式数を記載しております。
6. 候補者三原邦彦氏及び増村一郎氏の所有する株式数には同氏らの各資産管理会社が所有する株式数も含めて記載しております。
7. 当社は、候補者七村守氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認可決された場合は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。また候補者堤和子氏は、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認可決された場合は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
8. 候補者七村守氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって5年4ヶ月となります。
9. 当社は、候補者七村守氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額であります。なお、同氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、候補者堤和子氏が選任された場合は損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約における損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額であります。
10. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、当社取締役を含む被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等の損害を、当該保険契約により補填することとしております。なお、当該保険契約は次回更新時においても同内容で更新する予定であります。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役須藤 修氏が一身上の都合により2025年4月21日付で辞任したため、補欠として監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、辞任した監査役須藤 修氏は会社法第346条第1項の定めにより、本監査役候補者が選任され就任されるまで、監査役としての権利義務を有しております。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
※ ふく し たか のり 福士 貴紀 (1987年8月11日生)	2015年1月 弁護士登録 2015年1月 ヤフー株式会社 入社 2015年9月 弁護士法人中村綜合法律事務所 入所 2019年12月 監査法人アヴァンティア 入所 2023年7月 公認会計士登録 2023年7月 弁護士法人トライデント 入所（現任） 2024年3月 株式会社X Capital 社外監査役就任	一株

【社外監査役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

福士貴紀氏は、弁護士として企業法務についての豊富な経験と、公認会計士としての高い専門性を有しております。監査役として求められる公正・公平な判断力に加え、当社経営に対する適正な監査を実施するのに必要な経験及び見識を有していると判断し社外監査役として選任をお願いするものであり、監督機能の客觀性及び中立性を確保することを期待しております。

【候補者と当社との特別な利害関係】

特別の利害関係はありません。

- (注) 1. ※印は、新任の監査役候補者であります。
2. 福士貴紀氏は社外監査役候補者であります。
 3. 福士貴紀氏は東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、監査役に選任された場合は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
 4. 福士貴紀氏が監査役に選任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額であります。
 5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、当社監査役を含む被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等の損害を、当該保険契約により補填することとしております。なお、当該保険契約は次回更新時においても同内容で更新する予定であります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、社外監査役の補欠として補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
やま もと くにこ 山 本 恭 仁 子 (現姓:吉田) (1973年3月14日生)	1998年10月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入所 2002年4月 公認会計士登録 2012年7月 同法人 パートナー就任 2022年1月 監査法人Bloom 代表パートナー就任（現任） 2022年11月 AMBL株式会社 社外取締役就任 2023年6月 ケル株式会社 取締役監査等委員就任（現任）	一株

【補欠の社外監査役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

山本恭仁子氏は、公認会計士として豊富な専門知識と経験を有しております。当社経営に対する適正な監査を実施するのに必要な経験及び見識を有していると判断し補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。

【候補者と当社との特別な利害関係】

特別の利害関係はありません。

- (注) 1. 山本恭仁子氏は補欠の社外監査役候補者であります。
2. 山本恭仁子氏は東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、監査役に就任された場合は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
3. 山本恭仁子氏が監査役に就任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、当社監査役を含む被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等の損害を、当該保険契約により補填することとしております。山本恭仁子氏が監査役に就任された場合、当該保険契約の被保険者に含められることになります。

以 上

事業報告

(自 2024年4月1日)
(至 2025年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社グループの人材サービス業界の市場動向については、日本国内の有効求人倍率が1.24倍と堅調に推移しております。企業においては少子高齢化に起因する慢性的な労働力不足が大きな課題となっており、それに伴い採用ニーズは拡大傾向にあります。また、企業間の賃上げ競争により人材の流動化が一層進むことが予想されます。加えて、外国人労働者の受け入れ拡大や働き方の多様化、労働者の価値観の変化など、最適な働き方を提供することが求められております。さらに、AIを活用したマッチング精度向上や、業務の効率化を目的としたDX（デジタルトランスフォーメーション）への対応も急務となっております。

このような状況のもと、当社グループは世界を変えるソーシャルカンパニーとして、経営理念であるパーカス（PURPOSE）不变の存在意義は、「時代に合わせた価値を創造する」、バリュー（VALUE）大切な価値観は、「四方よし 買ってよし・売ってよし・世間よし・仲間よし」、ミッショ（MISSION）果たすべき使命は、「社会課題をビジネスで解決する」、ビジョン（VISION）目指す未来は、「かかわる全ての人がしあわせ」のもとに、業績の向上と企業価値の増大に努めてまいりました。

しゅふのパートタイム派遣を主な事業とする派遣・紹介事業は、人材派遣事業において派遣契約の受注数が減少し、それに伴い派遣稼働者数も減少いたしました。また、人材紹介事業では時短正社員の紹介における就業決定数及び決定単価が想定を下回る結果となりました。なお、人材派遣事業においては新規リードの獲得を目的にオウンドメディアを立ち上げ、SEO対策やコンテンツマーケティングを活用した顧客獲得施策を展開しております。以上の結果、売上高は6,988,775千円（前期比4.6%減）、セグメント利益365,538千円（前期比29.5%減）となりました。しゅふの採用に特化した求人サイト「しゅふJOB」のメディア事業については、新規代理店の獲得や既存代理店への販促活動に加え、テレビCM放映によるブランド認知の向上が奏功し、求人掲載の受注及び求人への応募数がともに伸長いたしました。なお、2024年4月より求人サイト「しゅふJOB」の一部利用料について料金改定を実施し、サービスの中長期的な安定運用を図るとともに、ユーザーへの提供価値向上のための収益性の強化に取り組んでおります。以上の結果、売上高は3,521,719千円（前期比

31.2%増)、セグメント利益1,144,024千円（前期比34.7%増）となりました。DX事業は、BPA（ビジネス・プロセス・オートメーション）事業及びITエンジニア派遣・業務委託サービス事業を展開しております。BPA事業においては受注が堅調に推移し、稼働人数が増加いたしました。また、ITエンジニア派遣・業務委託サービスにおいてはビジネスパートナーの人材を活用した受注が伸長いたしました。以上の結果、売上高は843,869千円（前期比16.4%増）、セグメント利益75,545千円（前期比993.3%増）と大幅な増加となりました。その他の事業は、障がい者雇用推進、当社グループ内業務代行サービスを提供しております。売上高は97,603千円（前期比44.4%増）、セグメント利益25,091千円（前期比110.7%増）となりました。

この結果、当社グループの当連結会計年度における業績は、連結売上高11,214,027千円（前期比3.6%増）、売上総利益4,910,888千円（前期比14.4%増）、営業利益323,154千円（前期比17.1%増）、税金等調整前当期純利益324,403千円（前期比12.4%減）、親会社株主に帰属する当期純利益195,800千円（前期比43.2%減）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は46,173千円であり、その主なものは、派遣・紹介事業のシステム開発6,887千円、メディア事業のシステム開発25,039千円であります。

(3) 資金調達の状況

2024年12月27日をもって東京証券取引所グロース市場に上場し、公募増資により、総額380百万円の資金調達を行いました。

(4) 重要な事業の譲渡及び譲受の状況

特記すべき事項はありません。

(5) 吸収合併・吸収分割による事業に関する権利義務の承継

特記すべき事項はありません。

(6) 対処すべき課題

① 成長戦略の推進

当社グループは成長力を最優先とし、売上・売上総利益の規模拡大に向けた戦略的投資を強化いたします。派遣・紹介事業については、売上総利益の成長を牽引するため、営業・コーディネーターの人員増強と稼働決定力向上のためのシステム刷新を実施します。メディア事業については、継続的な成長のため、営業・代理店支援の人員増強、手数料の増加、ブランド力・募集力強化のためのCM投資を行います。また、2028年4月以降のさらなる成長を見据え、システム刷新を2025年4月より実施しております。このシステム刷新は、応募数の増加に加え、しゅふ層の新市場開拓にも貢献すると見込んでおります。DX事業については、成長を持続させるため、営業力強化によるエンドユーザー比率の向上を通じて取引単価を拡大します。ビジネスパートナーの活用を促進し、ITエンジニアのキャリアステップを創出することで離職率の低下にも寄与し、中長期的な成長を実現すべく、営業人員の増強への投資を行います。

② グループ基盤の強化

各事業のシステム刷新と並行して、グループ全体のシステム基盤開発への投資を開始します。この基盤開発により、各事業におけるシステム開発工数や保守費用を削減し、各事業間のデータ連携を通じたクロスセル推進を強化することで、経営資源の有効活用と売上総利益の最大化を目指します。

③ 新規事業の創出

新規事業・事業開発を行う「ビースタイルビジネス研究室」では、各事業の業績を確認しつつ、グループ全体の利益計画達成に向けた事業実行を進めます。既に、2つの新規事業を立ち上げております。

今後も引き続き、株主の皆様のご期待にお応えできるよう経営目標達成に注力し、収益の確保、ひいては企業価値の向上に努めてまいりますので株主の皆様におかれましては、何卒一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(7) 財産及び損益の状況の推移

区分	第3期 (2022年3月期)	第4期 (2023年3月期)	第5期 (2024年3月期)	第6期 (当連結会計年度) (2025年3月期)
売上高 (千円)	9,819,210	10,195,350	10,826,944	11,214,027
経常利益 (千円)	215,070	203,543	247,179	325,389
親会社株主に帰属する当期 純利益 (千円)	74,332	87,535	344,538	195,800
1株当たり当期純利益 (円)	78円28銭	92円18銭	362円82銭	167円37銭
総資産 (千円)	3,072,287	3,262,476	3,717,611	4,150,714
純資産 (千円)	90,014	176,511	621,489	1,263,165
1株当たり純資産 (円)	93円58銭	184円67銭	653円26銭	871円39銭

(注) 1株当たり当期純利益は、期中の平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(8) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当会社はありません。

② 子会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
株式会社ビースタイルスマートキャリア	86百万円	100.0%	派遣・紹介事業（人材派遣事業、人材紹介事業）
株式会社ビースタイルメディア	10百万円	100.0%	メディア事業（求人メディアサイト）
株式会社ビースタイルバリューテクノロジーズ	56百万円	100.0%	DX事業（BPA、ITエンジニア派遣・業務委託サービス）
株式会社ビースタイルチャレンジ	10百万円	100.0%	その他の事業（障がい者雇用推進、グループ内業務代行）

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(9) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

① 派遣・紹介事業

ハイスキル人材向けの時短派遣・紹介サービス「スマートキャリア」としゅふ層を中心とした女性にターゲットを絞った派遣サービス「しゅふJOBスタッフィング」を運営して

おります。しゅふ層が働きやすい求人条件にすることで、企業の採用力を強化します。大手から中小企業まで特にスキルや経験を必要とする女性に適した職種に人材を提供しております。

② メディア事業

しゅふの採用に特化した求人メディアサイト「しゅふJOB」を運営しております。日本全国の女性や、しゅふ層を採用したい業界・企業にニーズの高い求人メディアとなります。採用、応募、掲載という3つの課金形態で幅広いニーズに応えることが可能です。しゅふ層への高い認知度が特徴でもあります。

③ DX事業

業務自動化を中心としたDX推進のBPA（ビジネス・プロセス・オートメーション）とITエンジニア派遣・業務委託サービスを運営しております。WEBエンジニアや基幹システム開発経験者、インフラ／ネットワーク系等多様なITエンジニア採用について人材派遣・業務委託の形態で支援するサービスを提供しております。

④ その他の事業

障がい者の雇用推進とグループ内の業務代行サービスを運営しております。

(10) 主要な事業所等 (2025年3月31日現在)

当社

名 称	所 在 地
本 社	東京都新宿区西新宿六丁目18番1号

(11) 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

① 企業集団の従業員数

従 業 員 数	前期末比増減
303名 (66名)	8名増 (4名増)

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
57名 (4名)	1名増 (0名増)	42.9歳	6.7年

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 平均勤続年数は、当社グループにおける勤続年数を通算して算出しております。

(12) 主要な借入先の状況（2025年3月31日現在）

借入先	借入残高
シンジケートローン	821,500千円
株式会社商工組合中央金庫	700,000千円

(注) シンジケートローンは、株式会社みずほ銀行を幹事とする6社（株式会社三菱UFJ銀行、株式会社商工組合中央金庫、株式会社りそな銀行、株式会社千葉銀行、株式会社東日本銀行）の協調融資によるものです。

(13) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2025年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 4,998,000株

(2) 発行済株式の総数 普通株式 1,449,600株

(3) 株主数 1,016名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
合同会社Original3 代表社員 三原邦彦	304,900	21.03
合同会社ファースト・ステージ 代表社員 増村一郎	228,500	15.76
島田亨	156,000	10.76
増村一郎	80,000	5.51
ビー・スタイル従業員持株会	42,300	2.91
株式会社SBI証券	38,819	2.67
楽天証券株式会社	32,000	2.20
宮内修	31,300	2.15
稻見吉邦	23,500	1.62
肥田義光	23,300	1.60

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

	第4回新株予約権	第5回新株予約権
発行決議日	2018年9月28日	2021年1月20日
新株予約権の発行価額	無償	無償
新株予約権の行使時の払込金額	214円	214円
新株予約権の行使期間	2020年9月30日から 2028年8月13日まで	2023年1月26日から 2030年12月23日まで
新株予約権の行使条件	注	注
役員の保有状況	当社取締役 (社外取締役を除く)	保有者数 1名 保有数 10,000個 目的となる株式の数 10,000株
	社外取締役	保有者数 1名 保有数 2,000個 目的となる株式の数 2,000株
	監査役	保有者数 1名 保有数 500個 目的となる株式の数 500株

- (注) 1. 新株予約権発行時において当社取締役又は監査役若しくは従業員であった者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社子会社の取締役又は監査役若しくは従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合にはこの限りではない。
2. 当社が株式公開取り止めの意思決定を行った場合、新株予約権の行使を認めない。
3. 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

		第7回新株予約権	第10回新株予約権
発行決議日		2021年3月30日	2023年7月24日
新株予約権の発行価額		無償	無償
新株予約権の行使時の払込金額		214円	214円
新株予約権の行使期間		2023年4月1日から 2030年12月23日まで	2025年7月26日から 2033年6月27日まで
新株予約権の行使条件		注	注
役員の保有状況	当社取締役 (社外取締役を除く)	—	保有者数 1名 保有数 20,000個 目的となる株式の数 20,000株
	社外取締役	—	—
	監査役	保有者数 1名 保有数 300個 目的となる株式の数 300株	—

- (注) 1. 新株予約権発行時において当社取締役又は監査役若しくは従業員であった者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社子会社の取締役又は監査役若しくは従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合にはこの限りではない。
 2. 当社が株式公開取り止めの意思決定を行った場合、新株予約権の行使を認めない。
 3. 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社従業員等に交付した新株予約権の状況

		第12回新株予約権	
発行決議日		2024年7月18日	
新株予約権の発行価額		無償	
新株予約権の行使時の払込金額		1,827円	
新株予約権の行使期間		2026年7月20日から 2034年6月26日まで	
新株予約権の行使条件		注	
従業員等への交付状況	当社従業員	新株予約権の数	2,400個
		目的となる株式数	2,400株
		交付対象者数	4名
	子会社の従業員	新株予約権の数	2,380個
		目的となる株式数	2,380株
		交付対象者数	21名

- (注) 1. 新株予約権発行時において当社取締役又は監査役若しくは従業員であった者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社子会社の取締役又は監査役若しくは従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合にはこの限りではない。
 2. 当社が株式公開取り止めの意思決定を行った場合、新株予約権の行使を認めない。
 3. 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

(3) その他新株予約権に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2025年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	三原 邦彦	－
取締役会長	増村 一郎	－
取締役	加藤 勝久	経営管理本部長
取締役	七村 守	アスクプロ株式会社 社外取締役
常勤監査役	橋本 邦宏	－
監査役	鶴崎 俊也	テクタイトフード&サービス株式会社 取締役会長 株式会社アイフリークモバイル 取締役
監査役	須藤 修	京浜急行電鉄株式会社 社外監査役 株式会社プロネクサス 社外監査役 株式会社バンダイナムコアミューズメント 社外監査役 株式会社バンダイナムコエフスペリエンス 社外監査役

- (注) 1. 取締役 七村 守氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 鶴崎 俊也氏、須藤 修氏は、社外監査役であります。
3. 須藤 修氏は、2025年4月21日に監査役を辞任いたしました。なお当該地位及び重要な兼職の状況は退任時のものとなります。
4. 当社は、取締役 七村 守氏、監査役 鶴崎 俊也氏及び須藤 修氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役1名及び監査役3名は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該業務執行取締役等でない取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。保険料は全額当社が負担しており、当該保険契約は、当社の取締役、監査役及び執行役員並びに管理職従業員、社外派遣役員がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害につ

いて填補するものです。ただし、被保険者の犯罪行為に起因する損害等は填補対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役報酬については、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、社外取締役の独立した立場からの客観的な意見を参考に取締役会で決定する方針としております。また、監査役報酬については、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において監査役会の協議で決定しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2024年9月17日開催の臨時株主総会において年額5億円以内（ただし、使用人分給与を含まない。）と決議されております。

監査役の報酬限度額は、2020年3月27日開催の臨時株主総会において年額5,000万円以内と決議されております。決議時点において、これらの限度額に基づく報酬等の支給対象となる役員は、取締役4名、監査役3名であります。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員 の員数(人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	104,525 (2,400)	104,525 (2,400)	— (—)	— (—)	4 (1)
監査役 (うち社外監査役)	14,861 (3,960)	14,861 (3,960)	— (—)	— (—)	3 (2)

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

社外監査役である鶴崎俊也氏は、テクタイトフード＆サービス株式会社取締役会長、株式会社アイフリークモバイル取締役を兼務しておりますが、当社との間には人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はございません。

社外監査役である須藤修氏は、京浜急行電鉄株式会社社外監査役、株式会社プロネクサス社外監査役、株式会社バンダイナムコアミューズメント社外監査役、株式会社バンダイナムコエクスペリエンス社外監査役を兼務しておりますが、当社との間には人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はございません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	七 村 守	当事業年度開催の取締役会には、22回中22回に出席し、議案審議等につき、経験豊富な経営者の観点から必要な発言を行っております。
監査役	鶴 崎 俊 也	当事業年度開催の取締役会には、22回中22回に出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また、当事業年度開催の監査役会には、22回中22回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役	須 藤 修	当事業年度開催の取締役会には、22回中21回に出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また、当事業年度開催の監査役会には22回中21回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	22,610千円
②当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24,110千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、前期の監査実績及び当事業年度の監査方針等について、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、前期における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠、特に監査報酬の増加に対応する監査時間増加原因、追加監査手続についての会計監査人の説明を確認し、提示された報酬見積りが当社グループの事業規模や事業内容に適切であるかなどの妥当性を検討した結果、報酬等の額は妥当と判断し、会社法第399条第1項の同意を行いました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、太陽有限責任監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

会計監査人が会社法第340条第1項に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意により解任いたします。また、上記の場合のほか、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、監査役が株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任議案の内容を決定します。

(5) 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止の内容

金融庁が2023年12月26日付で発表した処分の概要

① 処分対象

太陽有限責任監査法人

② 処分内容

- ・契約の新規の締結に関する業務の停止3ヶ月(2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除く。)
- ・業務改善命令(業務管理体制の改善)
- ・処分理由に該当することとなったことに重大な責任を有する社員が監査業務の一部(監査業務に係る審査)に関与することの禁止3ヶ月(2024年1月1日から同年3月31日まで)

③ 処分理由

他社の訂正報告書等の監査において、同監査法人の社員である2名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める業務の適正性を確保するための体制について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

① 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (i) 企業としての社会的信頼に応え、企業倫理・法令遵守の基本姿勢を明確にすべく、当社及び子会社の全役職員を対象とした行動規範としてコンプライアンス規程を定め、全役職員に周知徹底を行っております。
- (ii) コンプライアンス規程に基づき、リスクコンプライアンス委員会を設置し、当社及び子会社全体のコンプライアンス体制の構築及び推進を図っております。
- (iii) 内部通報取扱規程に基づき、法令諸規則及び規程に反する行為等を早期に発見し是正することを目的とする内部通報システムの運用を行っております。
- (iv) 市民社会の秩序や安全性に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、関係行政機関や顧問弁護士等と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (i) 情報システム管理規程に基づき、責任体制の明確化、情報セキュリティ維持・向上施策を継続的に実施する情報セキュリティ・マネジメント・システムを確立しております。
- (ii) 機密保持規程に基づき、秘密性の程度に応じた管理基準に従い情報を適切に管理しております。
- (iii) 個人情報保護マネジメントシステム規程に基づき、個人情報を厳重に管理しております。
- (iv) 取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程等の社内規程に従い適切に保存及び管理を行っております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (i) リスク管理規程に基づき当社及び子会社のリスクの低減及び発生の未然防止に努めております。
- (ii) リスク管理規程に基づき、委員会、部署にてリスクを種類ごとに管理するリスク管理体制の構築及び推進を図っております。
- (iii) 当社の監査役及び内部監査室は、当社及び子会社の各部署の日常的なリスク管理状況の監査を実施しております。

- (④) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (i) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として月1回以上の定時取締役会及び適宜臨時取締役会を開催し、重要事項に関して迅速に的確な意思決定を行っております。
 - (ii) 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程において、権限、責任及び執行手続の詳細について定めております。
 - (iii) 当社及び子会社の取締役会は、経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督しております。
- (⑤) 当社ならびに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
上記①～④に掲げる事項のほか、
 - (i) 子会社の取締役または監査役を当社から子会社に派遣し、取締役会への出席及び監査役による監査を通じて経営の状況を把握し、監督しております。
 - (ii) 当社の内部監査室は当社及び子会社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役及び監査役に報告し、状況に応じて必要な管理を行っております。
 - (iii) 財務報告の適正性確保のため、当社の経営企画部門は、内部統制計画の策定、内部統制評価のモニタリングを行い、内部統制報告書を作成し、取締役会へ提出しております。
- (⑥) 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項及び取締役からの独立性に関する事項
 - (i) 監査役の業務補助にスタッフを配置することができます。
 - (ii) 当該スタッフは、取締役からの指揮命令を受けないものとしております。
 - (iii) 当該スタッフの人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとしております。
- (⑦) 取締役及び使用者が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (i) 取締役及び使用人、又はこれらの者から報告を受けたものは、会社に著しい損害を及ぼす事実が発生し又は発生するおそれがあるとき、役職員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役に報告することとしております。また、前記に拘らず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとしております。
 - (ii) 前項の監査役への報告を行ったものに対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをすることを禁止し、その旨を当社及び子会社の取締役及び使用人に周知徹底しております。

- (iii) 監査役は、取締役会及び経営方針会議の他、重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握するため重要な会議及び委員会に出席し、必要に応じて取締役及び、使用人にその説明を求めるすることができます。また、代表取締役との定期的な意見交換を開催し、意思の疎通を図ることとし、適切な報告体制を確保するものとしております。
- (iv) 法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保するものとしております。
- (v) 監査役は、会計監査人及び内部監査責任者と監査上の重要課題等について定期的な情報交換を行い、相互の連携を深め、内部統制状況を監視しております。
- ⑧ 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
「内部通報取扱規程」に準じ、通報者が通報を行ったことに関する不利益も与えてはならないよう措置を講じます。
- ⑨ 監査役の職務執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役は、会計監査人や弁護士への相談に係る費用を含め、職務の執行に必要な費用の前払・支払又は償還等を会社に請求することができ、会社は当該請求に基づき支払うものとしております。
- ⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- (i) 金融商品取引法その他の法令に基づき、内部統制の有効性の評価、維持、改善等を行っております。
 - (ii) 当社の内部監査室は、各部門・子会社の現状を把握するとともに、業務プロセスのリスク等を監査し、関係部門と協働のうえ財務報告の適正性の確保に努めております。
- ⑪ 反社会的勢力への対応
- (i) 当社及び子会社は、「反社会的勢力対応の基本方針」及び「反社会的勢力対応要領」に基づき、反社会的勢力の排除に向けた体制の整備を強化しております。
 - (ii) 反社会的勢力からの不当要求に備え、平素から所轄警察署や顧問弁護士等、外部専門機関との密接な連携を構築いたします。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

上記に掲げた業務の適正性を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

- ① 当社の取締役会は、原則として月1回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて

臨時取締役会を開催し、迅速な経営上の意思決定を行える体制としております。取締役会は、法令・定款に定められた事項のほか、経営に関する重要事項を決定するとともに各取締役の業務執行の状況を監督しております。

- ② 監査役会は、原則として月1回の定時監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況、監査結果等の検討等、監査役相互の情報共有を図っております。また、監査役は、内部監査室及び会計監査人と隨時会合を開催して情報共有を行い、相互に連携を図っております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展に必要な内部留保の充実を重視しております。そのため、会社設立以来、配当を実施しておりません。しかし、株主の皆様への利益還元を経営の重要な課題と認識しており、今後の業績・財務状況・投資計画等を勘案し、内部留保とのバランスをとりながら検討していく方針です。

連 結 貸 借 対 照 表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	3,674,750	流 動 負 債	1,457,611
現 金 及 び 預 金	2,400,255	買 掛 金	384,982
売 掛 金	1,160,988	1年内返済予定の長期借入金	142,800
そ の 他	126,834	リ 一 ス 債 務	12,140
貸 倒 引 当 金	△13,328	未 払 金	448,669
		未 払 法 人 税 等	123,716
固 定 資 産	475,964	未 払 消 費 税 等	135,837
有 形 固 定 資 産	198,058	預 り 金	91,372
建 物 附 屬 設 備	171,650	賞 与 引 当 金	108,044
機 械 装 置	406	そ の 他	10,048
工 具、器 具 及 び 備 品	26,002		
無 形 固 定 資 産	208,534	固 定 負 債	1,429,937
ソ フ ト ウ イ ア	187,316	長 期 借 入 金	1,378,700
リ 一 ス 資 産	19,928	リ 一 ス 債 務	10,240
そ の 他	1,289	資 産 除 去 債 務	40,997
投 資 そ の 他 の 資 産	69,370		
投 資 有 価 証 券	26,890	負 債 合 計	2,887,548
敷 金	28,502		
長 期 未 収 入 金	11,500	純 資 産 の 部	
長 期 貸 付 金	4,877	株 主 資 本	1,259,029
繰 延 税 金 資 産	9,100	資 本 本 金	309,519
貸 倒 引 当 金	△11,500	資 本 剰 余 金	235,269
		利 益 剰 余 金	714,240
		その他の包括利益累計額	4,135
		その他有価証券評価差額金	4,135
		純 資 産 合 計	1,263,165
資 产 合 计	4,150,714	負 債 及 び 純 資 産 合 計	4,150,714

連 結 損 益 計 算 書

〔自：2024年4月1日〕
〔至：2025年3月31日〕

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 原 価	11,214,027
売 上 総 利 益	6,303,139
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	4,910,888
営 業 利 益	4,587,733
	323,154
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	1,269
助 成 金 収 入	16,367
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	4,276
そ の 他	697
	22,610
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	17,982
支 払 手 数 料	1,000
そ の 他	1,393
	20,376
経 常 利 益	325,389
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	986
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	324,403
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	113,272
法 人 税 等 調 整 額	15,329
当 期 純 利 益	195,800
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	195,800

連 結 株 主 資 本 等 变 動 計 算 書

〔自：2024年4月1日〕
〔至：2025年3月31日〕

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	86,405	12,155	518,440	617,000
当期変動額				
新株の発行	223,114	223,114		446,229
親会社株主に帰属する 当期純利益			195,800	195,800
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	223,114	223,114	195,800	642,029
当期末残高	309,519	235,269	714,240	1,259,029

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	3,340	3,340	1,149	621,489
当期変動額				
新株の発行				446,229
親会社株主に帰属する 当期純利益				195,800
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	795	795	△1,149	△353
当期変動額合計	795	795	△1,149	641,676
当期末残高	4,135	4,135	—	1,263,165

連結注記表

1. 繼続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 4社

主要な連結子会社の名称

株式会社ビースタイルスマートキャリア

株式会社ビースタイルメディア

株式会社ビースタイルバリューテクノロジーズ

株式会社ビースタイルチャレンジ

② 主要な非連結子会社の名称

該当事項はありません。

③ 議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等を子会社としなかった会社等の名称等

該当事項はありません。

④ 支配が一時的であることと認められること等により、連結の範囲から除かれた子会社等の財産又は損益に関する事項

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数

該当事項はありません。

② 持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社の名称

該当事項はありません。

③ 議決権の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有している会社等のうち、関連会社としなかった会社等の名称等

該当事項はありません。

④ 持分法の適用の手続きについて特に記載すべき事項

該当事項はありません。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

関係会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均により算定）

- ・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却方法

イ. 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 3年～15年

機械装置 7年

工具、器具及び備品 4～15年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、商標権については10年、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

□. 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社は、下記の5ステップアプローチに基づき、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。なお、取引の対価は、履行義務充足と同時、もしくは、履行義務充足時点から概ね1ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素はありません。また、変動対価の見積りに重要性はありません。

イ. 派遣・紹介事業

派遣事業については、当社グループと雇用契約を締結した派遣スタッフを派遣先企業に派遣し、契約に合意された期間にわたって、約束した派遣サービスを提供することであり、履行義務は、契約期間にわたり稼働時間の経過につれて充足されると判断し、稼働時間をもとに収益を認識しております。なお、対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

紹介事業については、当社グループは労働者を求める顧客企業に対して、候補者を紹介する義務を負っております。その候補者が入社した時点で履行義務を充足すると判断し、入社月に収益を認識しております。なお、対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

また、顧客企業へ紹介した紹介者が入社後の一定期間内に退職した場合、対価の一部を返還することが契約に定められているものについては、過去の実績等により返還額を見積り、返金負債を計上するとともに収益より控除しております。

□. メディア事業

メディア事業は、パート・アルバイト・契約社員・派遣社員等の労働者を求める企業に対して、当社グループが運営する求人メディアサイトへ課金型の求人広告掲載サービスを提供しております。

応募課金型については、当社グループが運営する求人メディアサイトを通じて応募があった場合、応募数に応じて手数料を得ております。求職者からの応募が発生した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

掲載課金型については、当社グループが運営する求人サイトへ求人広告の掲載を提供することにより、手数料を得ております。求人広告を掲載している一定期間にわたり履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

採用課金型については、当社グループが運営する求人サイトを通じて採用があった場合、成果報酬として手数料及び求人サイトの利用料を得ております。労働者を求める企業が求職者を採用し就業開始日から暦日8日目に履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。求人サイトの利用料については、アカウントを発行した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

なお、いずれの取引についても対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

八. DX事業

DX事業は、BPA（ビジネス・プロセス・オートメーション）やITエンジニア派遣・業務委託サービスを行っております。当該サービスはITエンジニアの派遣契約及び準委任契約により顧客企業で役務提供を行います。履行義務は、契約期間にわたりたって充足されると判断し、契約期間中の稼働実績等に応じて収益を認識しております。

なお、対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれおりません。

二. その他の事業

その他の事業は、障がい者雇用支援を推進し当社グループ内のサポート業務を提供しております。サポート業務に関しては、顧客との契約期間の経過に応じて当社の履行義務が充足されると判断していることから、顧客との契約期間の経過に応じて収益を認識しております。

なお、対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれおりません。

(4) 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。) 等を当連結会計年度の期首から適用しております。法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。) 第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。これによる当連結会計年度に与える影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、これによる当連結会計年度に与える影響はありません。

(5) 会計上の見積りに関する事項

繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 9,100千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

算出方法

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第28号)に定める企業分類に基づき、当連結会計年度末における将来減算一時差異等に係る繰延税金資産が、将来の税金負担額を軽減する効果を有する範囲内で計上しております。

主要な仮定

繰延税金資産の回収可能性は、将来の課税所得の十分性、将来減算一時差異の解消見込年度のスケジューリング等に用いられる仮定に依存します。課税所得の見積りは将来の事業計画を基礎としており、著しい経営環境の悪化等はないと判断しております。

翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

課税所得は、主要な仮定や将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受け

る可能性があります。

翌連結会計年度における課税所得の十分性の状況などにより企業分類が変更になった場合、繰延税金資産の取崩し等が発生する可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 178,251千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数に関する事項

当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 1,449,600株

(2) 当連結会計年度中の剰余金の配当

該当事項はありません。

(3) 当連結会計年度末日後の剰余金の配当

該当事項はありません。

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 87,220株

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金及び金銭債権である長期貸付金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては当社グループの与信管理に関する規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制しております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握しております。賃貸借契約に基づく敷金は、預託先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等、未払消費税等は、1年以内の支払期日であります。短期借入金及び長期借入金は、運転資金等に必要な資金調達を目的としたものであります。なお、長期借入金の一部は変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されております。また、営業債務や借入金は、流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)に晒されておりますが、定期的に資金繰り計画を作成・更新するなどの方法により管理しております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

・信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、与信管理規程に従い営業債権について、取引開始時における与信調査、回収状況の継続的なモニタリング、与信限度額の見直し等を実施しております。敷金については、賃貸借契約締結に際し預託先の信用状況を確認して当該リスクの低減を図っております。

・市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

・資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、財務経理部において適時に資金繰り計画を作成・更新するなどの方法により、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。金融商品の時価の算定においては変動要因を織込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（(*2) 参照）。

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券(*2)	6,891	6,891	—
(2) 長期末収入金(*3)	17,500	17,268	△231
(3) 長期貸付金(*4)	8,342	8,248	△93
(4) 敷金	28,502	28,368	△133
資産計	61,235	60,776	△459
(1) 長期借入金(*5)	1,521,500	1,466,507	△54,992
(2) リース債務(*6)	22,380	21,520	△859
負債計	1,543,880	1,488,028	△55,852

(*1) 「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「未払金」「未払費用」「未払法人税等」「未払消費税等」「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度(千円)
非上場株式等	19,999

(*3) 1年内回収予定の長期未収入金を含みます。

(*4) 1年内回収予定の長期貸付金を含みます。

(*5) 1年内返済予定の長期借入金を含みます。

(*6) 1年内返済リース債務を含みます。

(注1) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超5年内	5年超10年内
長期未収入金	6,000	11,500	—
長期貸付金	3,464	4,877	—
敷金	26,313	2,289	—
合計	35,677	18,666	—

(注2) 長期借入金、リース債務の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

区分	1年内	1年超2年内	2年超3年内	3年超4年内	4年超5年内	5年超
長期借入金	142,800	142,800	142,800	142,800	142,800	807,500
リース債務	12,140	10,240	—	—	—	—
合計	154,940	153,040	142,800	142,800	142,800	807,500

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	6,891	—	—	6,891
資産計	6,891	—	—	6,891

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期未収入金	—	17,268	—	17,268
長期貸付金	—	8,248	—	8,248
敷金	—	28,368	—	28,368
資産計	—	53,885	—	53,885
長期借入金	—	1,466,507	—	1,466,507
リース債務	—	21,520	—	21,520
負債計	—	1,488,028	—	1,488,028

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式がこれに含まれます。

長期未収入金・長期貸付金

長期未収入金・長期貸付金の時価は、元利金の合計を国債の利回り等適切な指標による利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

敷金

敷金の時価は、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標による利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

6. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント				合計
	派遣・紹介事業	メディア事業	DX事業	その他の事業	
人材派遣事業	6,658,173	—	—	—	6,658,173
人材紹介事業	274,301	—	—	—	274,301
求人メディアサイト事業	—	3,494,265	—	—	3,494,265
BPA事業	—	—	447,701	—	447,701
ITエンジニア派遣事業	—	—	323,424	—	323,424
その他	12,536	—	—	3,624	16,160
顧客との契約から生じる収益	6,945,011	3,494,265	771,125	3,624	11,214,027
外部顧客への売上高	6,945,011	3,494,265	771,125	3,624	11,214,027

7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 871円39銭
(2) 1株当たり当期純利益 167円37銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9. その他の注記

(資産除去債務に関する注記)

(1) 当該資産除去債務の概要

本社建物の不動産賃借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は0.239%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	40,899千円
時の経過による調整額	97千円
期末残高	40,997千円

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,503,975	流動負債	438,820
現金及び預金	1,177,538	買掛金	61
売掛金	10	1年内返済予定の長期借入金	142,800
未収収益	258	リース債務	12,140
未収入金	154,437	未払金	107,525
短期貸付金	82,464	未払費用	343
前払費用	95,260	未払法人税等	102,615
その他の	5	未払消費税等	29,215
貸倒引当金	△6,000	預り金	10,825
固定資産	671,258	賞与引当金	33,294
有形固定資産	197,548	固定負債	1,429,937
建物附属設備	171,650	長期借入金	1,378,700
工具、器具及び備品	25,897	リース債務	10,240
無形固定資産	217,827	資産除去債務	40,997
ソフトウエア	196,609		
リース資産	19,928	負債合計	1,868,758
その他の	1,289		
投資その他の資産	255,882	純資産の部	
関係会社株式	187,730	株主資本	302,339
投資有価証券	26,890	資本金	309,519
敷金及び保証金	28,238	資本剰余金	272,913
長期未収入金	11,500	資本準備金	272,913
		利益剰余金	△280,093
長期貸付金	4,877	その他利益剰余金	△280,093
繰延税金資産	8,145	繰越利益剰余金	△280,093
貸倒引当金	△11,500	評価・換算差額等	4,135
		その他有価証券評価差額金	4,135
		純資産合計	306,475
資産合計	2,175,233	負債及び純資産合計	2,175,233

損益計算書

〔自：2024年4月1日
至：2025年3月31日〕

(単位：千円)

科 目	金 額
売上原価	1,523,787
売上総利益	2,236
販売費及び一般管理費	1,521,550
営業利益	1,221,751
営業外収益	299,799
受取利息及び受取配当金	1,507
助成金収入	4,100
貸倒引当金戻入額	39,453
その他の	433
営業外費用	45,493
支払利息	17,982
支払手数料	1,000
その他の	50
経常利益	19,033
特別損失	326,259
固定資産除却損	1,803
税引前当期純利益	1,803
法人税、住民税及び事業税	324,455
法人税等調整額	88,055
当期純利益	△526
	236,927

株主資本等変動計算書

〔自：2024年4月1日〕
〔至：2025年3月31日〕

(単位：千円)

	株主資本						株主資本合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		利益剰余金 合計		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	86,405	49,799	49,799	△517,020	△517,020	△380,816		
当期変動額								
新株の発行	223,114	223,114	223,114			446,229		
当期純利益				236,927	236,927	236,927		
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	223,114	223,114	223,114	236,927	236,927	683,156		
当期末残高	309,519	272,913	272,913	△280,093	△280,093	302,339		

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	3,340	3,340	1,149	△376,327
当期変動額				
新株の発行				446,229
当期純利益				236,927
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	795	795	△1,149	△353
当期変動額合計	795	795	△1,149	682,802
当期末残高	4,135	4,135	—	306,475

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均により算定）

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 減価償却資産の減価償却方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 3～15年

工具、器具及び備品 4～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、商標権については10年、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の主な収益は、経営指導料、業務受託に係る収入となります。

経営指導料は、子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、業務が実施された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益及び費用を認識しております。取引の対価は履行義務を充足してから1か月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

2. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

なお、当該会計方針の変更による当事業年度への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 8,145千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第28号)に定める企業分類に基づき、当事業年度末における将来減算一時差異に係る繰延税金資産が、将来の税金負担額を軽減する効果を有する範囲内で計上しております。

② 主要な仮定

繰延税金資産の回収可能性は、将来の課税所得の十分性、将来減算一時差異の解消見込年度のスケジューリング等に用いられる仮定に依存します。課税所得の見積りは将来の事業計画を基礎としており、著しい経営環境の悪化等はないと判断しております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

課税所得は、主要な仮定や将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があります。翌事業年度における課税所得の十分性の状況などにより企業分類が変更になった場合、繰延税金資産の取崩し等が発生する可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したもの）

短期金銭債権	237,569千円
短期金銭債務	27,707千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 177,481千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高（収入分）	1,521,198千円
営業取引による取引高（支出分）	59,092千円
営業取引以外の取引による取引高（収入分）	922千円
営業取引以外の取引による取引高（支出分）	一千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

該当事項はありません。

7. 税効果会計に関する注記

(1) 縱延税金資産及び縱延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(縱延税金資産)

賞与引当金	8,855千円
資産除去債務	12,922 //
未払事業所税	466 //
投資有価証券評価損	7,643 //
事業税	7,701 //
貸倒引当金	5,462 //
縱延税金資産小計	43,051千円
評価性引当額	△24,190 //
縱延税金資産合計	18,860千円

(縱延税金負債)	
その他有価証券評価差額金	1,825千円
有形固定資産	8,889 //
縱延税金負債合計	10,714千円
縱延税金資産純額	8,145千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.6 %
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5 //
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.0 //
住民税均等割等	0.2 //
所得拡大促進税制による税額控除	△0.3 //
評価性引当額の増減	△4.3 //
縱越欠損金	△1.8 //
その他	2.1 //
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.0 %

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	(株)ビースタイルスマートキャリア	(被所有)直接100%	役員の兼務 経営指導 設備の賃貸 システム利用 人材派遣 債務被保証	経営指導料の受取 (注)1	340,695	—	—
				人材派遣	21,765	未払金	26,442
				銀行借入債務被保証 (注)2	821,500	—	—
子会社	(株)ビースタイルメディア	(被所有)直接100%	役員の兼務 経営指導 設備の賃貸 システム利用 債務被保証	経営指導料の受取 (注)1	1,054,439	未収入金	144,716
				銀行借入債務被保証 (注)2	821,500	—	—
子会社	(株)ビースタイルバリューテクノロジーズ	(被所有)直接100%	役員の兼務 資金の貸付 経営指導 設備の賃貸 債務被保証	資金の貸付	44,000	貸付金	79,000
				貸付金の回収	40,000	—	—
				銀行借入債務被保証 (注)2	821,500	—	—
				増資の引受 (注)3	40,000	—	—
				受取利息	917	未収利息	258
				RPAの開発	5,207	—	—
子会社	(株)ビースタイルチャレンジ	(被所有)直接100%	債務被保証	銀行借入債務被保証 (注)2	821,500	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1 経営指導料等の受取については、双方協議のうえ合理的に決定しております。
- (注) 2 当社の銀行からの借入に対して、債務保証を受けております。取引金額については、債務保証を受けている借入金の期末残高を記載しております。なお、保証料の支払いは行っておりません。
- (注) 3 2025年2月18日付の取締役会において子会社の増資を決議し、全額引き受けております。
- (注) 4 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(2) 役員及び個人主要株主等

(単位：千円)

種類	氏名	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員	三原 邦彦	(被所有) 間接21.0%	当社代表取締役社長	新株予約権の行使 (注)	32,100	—	—
役員	増村 一郎	(被所有) 直接5.5% 間接15.8%	当社取締役会長	新株予約権の行使 (注)	32,100	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 2018年6月29日開催の臨時株主総会及び取締役会決議により付与されたストック・オプションの権利行使を記載しております。なお、「取引金額」欄は、当事業年度における新株予約権の権利行使による付与株式数に行使時の払込金額を乗じた金額を記載しております。

9. 収益認識に関する注記

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 211円42銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 202円52銭 |

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月19日

株式会社ビースタイルホールディングス
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 石井 雅也
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 堤 康
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ビースタイルホールディングスの2024年4月1日から2025年3月31までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ビースタイルホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月19日

株式会社ビースタイルホールディングス
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 石井 雅也
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 堤 康
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ビースタイルホールディングスの2024年4月1日から2025年3月31日までの第6期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象には他の記載内容は含まれておらず、当監査法人は他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第6期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、確認を行いました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組み並びに会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 須藤監査役は一身上の都合により2025年4月21日付で辞任しました。

(但し、会社法第346条第1項の定めに基づき、後任監査役の選任まで監査役としての権利義務を有しております。)

2025年5月22日

株式会社ビースタイルホールディングス監査役会

常勤監査役 橋本邦宏 印

監査役 鶴崎俊也 印

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目31番11号
住友不動産新宿南口ビル
ベルサール新宿南口4階 ROOM 3+4
電話 050-3112-0932



ビル入口（ベルサール会場用）にスロープ、その他、会場階である4階には多目的トイレがございます。

交通のご案内

新宿駅：新南口 徒歩 4 分

新宿三丁目駅（丸ノ内線・副都心線・都営新宿線）：E 8 出口 徒歩 2 分

◎お願い

駐車場、駐輪場の準備はいたしておりませんので、ご了承のほどよろしくお願い申しあげます。